

# 第8回中間到達度検証（その1）の出題趣旨とポイント解説

2019年11月15日

松岡 久和

## 【出題趣旨】

### 1. 総説

制限行為能力者である未成年者による無権代理と相続、および、消滅時効関連の問題を組合せ、基本的な条文の適用能力を試す問題である。

### 2. 問1

問1についてのポイントは次のとおりである。

① XのYおよびZに対する請求は、債務の履行請求である。相続関係も含めて、Xの請求原因を明示して欲しい。

② 本件契約がYの無権代理によるものであって表見代理も成立しないことを適切に指摘して欲しい。

③ 無権代理の追認についてはどう考えるかが問題であるが、問1では、Zは追認を拒絶していると思われる（ただし、問2との関係で若干問題になりうる）。その場合に、無権代理人であったYにも追認拒絶が可能かどうかを論じて欲しい。

④ いずれの追認拒絶も認められるとすれば、YまたはZに対して、Xは予備的請求として、無権代理人の責任を追及すると思われるが、未成年者Yにはその117条の責任はなく、なりすまし被害者であるZにも責任はない。

⑤ Xとしては、最後の手段として、Yの不法行為責任を追及することが考えられ、117条と709条・712条との関係、21条の趣旨との関係、Xの損害の内容、消滅時効の成否、100万円の既払代金との関係などが論点となりうるので、短い時間でどこまで上手に拾って論じられるかが問われる。

### 3. 問2

問2の中心的な問題は、いったん履行拒絶により追認を拒絶したように見えるZがあらためて追認することができるかどうか、その場合、Yはどのような立場に立つのかである。あまり問われたことがない種類の問題なので、各自の創意工夫や応用力が問われる。

考えられる問題点を列挙してみる。

① Zの追認の可否

② Zの追認が認められる場合のYの追認・追認拒絶の可否

③ 所有権の帰属（2分の1の共有）

④ 残代金支払請求権とその消滅時効の成否

⑤ 同時履行の抗弁と遅延損害金